

開 議

○内谷邦彦議長 おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

本日の会議に欠席の通告議員はございません。

よって、ただいまの出席議員は定足数に達しております。

なお、寒河江 忠農業委員会会長から、本日の会議を欠席させてほしい旨の届出がありましたので、ご報告いたします。

ここで、本日の本会議運営について、議会運営委員会の報告を求めます。

平 進介議会運営委員長。

(平 進介議会運営委員長登壇)

○平 進介議会運営委員長 おはようございます。

本日の本会議運営について、先ほど議会運営委員会を開催し、協議いたしましたので、その結果をご報告いたします。

初めに、10日の本会議において、各常任委員会及び予算特別委員会に付託されました議案の審査結果を各常任委員会委員長、予算特別委員会委員長から報告を受け、それぞれ質疑、討論、表決を行います。

次に、本日追加提案されます議案について申し上げます。

追加議案は、議事日程第4号のとおり、一般議案3件、予算案1件、人事案件1件、議案2件であります。

追加議案の審議につきましては、付託議案の表決終了後に、議長から委員会付託を省略し、全員による審議を諮っていただき、決定後、提案説明を受け、質疑、討論、表決を行います。

なお、人事案件については、申合せにのっとり、提案説明後、質疑と討論を省略し、直ちに表決することといたします。

以上、よろしくお取り計らいくださいますようお願い申し上げます、報告といたします。

○内谷邦彦議長 本日の会議は、ただいまの議会運営委員長報告のとおり、配付しております議事日程第4号をもって進めます。

それでは、直ちに本日の会議に入ります。

日程第1 議案第36号 長井市手数料条例の一部を改正する条例の制定について外5件

○内谷邦彦議長 日程第1、議案第36号 長井市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてから、日程第6、議案第40号 令和7年度長井市一般会計補正予算第2号の6件を一括議題といたします。

総務常任委員会審査報告

○内谷邦彦議長 初めに、総務常任委員会の審査の報告を求めます。

鈴木一則総務常任委員長。

(鈴木一則総務常任委員長登壇)

○鈴木一則総務常任委員長 おはようございます。

令和7年6月市議会定例会において、総務常任委員会に付託になりました議案1件について、審査いたしました経過と結果についてご報告申し上げます。

本委員会は、会議日程に従い、去る6月18日に開催し、委員全員出席の下、当局関係者の出席を求め、審査をいたしております。

それでは、議案第36号 長井市手数料条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、公図管理システムの導入に伴い、所要の改正を行うため提案されたものであります。

質疑に入り、委員からは、公図管理システムの導入により、一般市民は自宅のパソコンなどで閲覧できるのか、また、手数料はどういう形で徴収されるのかとの質疑がなされ、市民課長からは、市役所内のパソコンでの閲覧を想定している。市民課窓口に閲覧申請し、手数料を納めていただくことになるとの答弁を受けたところであります。

さらに委員からは、統合型GIS整備事業の一環としてシステム構築をしているので、現況図とタイアップした図面なども閲覧可能かとの質疑がなされ、税務課長からは、地図上の部分と参考図が一体となつての閲覧はできない。あくまでも参考図での閲覧になるとの答弁を受けたところであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で総務常任委員会に付託になりました案件審査の報告を終わります。

○内谷邦彦議長 委員長の報告が終わりました。

ただいまの報告に対し、ご質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○内谷邦彦議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

それでは、日程第1、議案第36号の1件について、討論の通告がありませんので、討論を終結し、採決いたします。

日程第1、議案第36号 長井市手数料条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、総務委員長の報告は原案可決であります。

総務委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

（起立全員）

○内谷邦彦議長 起立全員であります。

よって、議案第36号は、総務委員長報告のと

おり決定いたしました。

産業・建設常任委員会審査報告

○内谷邦彦議長 次に、産業・建設常任委員会の審査の報告を求めます。

鈴木富美子産業・建設常任委員長。

（鈴木富美子産業・建設常任委員長登壇）

○鈴木富美子産業・建設常任委員長 おはようございます。

令和7年6月市議会定例会において、産業・建設常任委員会に付託になりました議案3件及び請願1件について、審査いたしました経過と結果についてご報告申し上げます。

本委員会は、会議日程に従い、去る6月13日に開催し、委員全員出席の下、当局関係者並びに紹介議員の出席を求め、審査をいたしております。

それでは、議案第37号 長井市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、災害その他非常の場合において、給水装置工事の円滑な実施を可能にするため提案されたものであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第38号 長井市技術上の監督業務を行う者を置く水道の布設工事等を定める条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、水道法施行令（昭和32年政令第336号）等の改正に伴い、所要の改正を行うため提案されたものであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第39号 長井市下水道条例の一部